

## 「認定要件」 および 「確認事項」

認定要件
<p>①三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること</p>
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること</li> <li>●市町等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない</li> <li>●選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること</li> </ul>
<p>②国・県・市町の定める「部活動ガイドライン等」および「地域クラブの在り方に関する方針等」に準じた活動を行っていること</p>
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上 of 休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも 平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること</li> <li>●年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を策定し、公表していること</li> </ul>
<p>③営利を活動の主たる目的とせず、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定していること</p>
<p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り適切な参加費等が設定されていること</li> </ul>

認定要件

④公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること

《具体的な確認事項》

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること（日本版DBSの活用含む）
- 市町等が定める研修を受講し、市町等に登録された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること

⑤生徒の健康、安全を第一に考え、熱中症や落雷等の事故防止に努め、活動中の事故やトラブルに対する責任者が明らかであること

《具体的な確認事項》

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者および指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること
- 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31以上の場合、運動は中止すること

認定要件

⑥団体の規約等に基づいた運営がなされ、公正かつ適正な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行っていること

《具体的な確認事項》

- 地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること  
また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること
  - ・ 団体の目的
  - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
  - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
  - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
  - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

⑦活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校および市町と情報共有等を行っていること

《具体的な確認事項》

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること
- 市町等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町等や学校との必要な連絡調整を行うこと

認定要件

⑧暴力・ハラスメント等の相談窓口を、生徒や保護者へ積極的に周知していること

《具体的な確認事項》

- 既に設置されている相談窓口（スポーツにおける暴力行為等相談窓口（JSP0）、競技別の相談窓口、24時間子供SOSダイヤル（文科省）等）を生徒や保護者へ積極的に周知していること